

社会福祉法人 慶徳会 一般事業主行動計画【女性活躍推進法】

女性職員に対する職業生活に関する機会の積極的な提供や、職員の仕事と家庭の両立を図る雇用環境の整備などを行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日

2. 内容

目標1：女性の管理職職員（副施設長級以上）の占める割合を40%に近づける。

目標2：男性職員の育児休業を2人以上取得する。